

農業機械再取得等支援事業[※]について

※国事業名：農地利用効率化等支援交付金

01 支援内容について



機械や施設の**再建・再取得や修繕などの費用を補助**

- ※ **A**と**B**について、復旧する施設が園芸施設共済加入対象（パイプハウスなど）の場合、共済へ未加入の場合は補助率が**7/10**（国3/10以内、県2/10、市町2/10）になります
- ※復旧に係る金額に助成対象外経費が含まれている場合など、上記の補助率どおりにならない可能性もあります。助成の可否については窓口へご相談ください（裏面）

02 対象者について

能登半島地震によって被害を受けた農業者や農業法人が対象

ただし・・・農産物の販売実績がある方に限ります（**自家消費のみは×**）

★機械・施設を貸借している場合の申請者★



修繕・補強・撤去 → 所有者または利用者

再建・再取得 → **所有者のみ**[※]

※所有者が非農業者であっても、利用者が農業者であれば申請可能（ただし、所有者が以前、営農に利用していた場合に限り）

03 注意点について

- 本事業は原形復旧（**①同じ種類、②同じ規模・能力、③同じ使用目的**）が基本です。機能向上・規模拡大も可能ですが、**原形復旧を超える範囲の費用は自己負担**になります

※費用負担の範囲については相談窓口でご確認ください

- 当事業により復旧した建物・機械は、**保険・共済への加入が求められます**
- 事業の活用にあたり、**融資等を検討されている場合は、ご相談**ください。

- ・建物・機械の復旧は修繕が基本ですが、下記の場合は再建・再取得が可能
 建物：罹災証明等により**全壊判定**を受けた場合、
 または建築士資格を有する者から**修繕不能として証明された場合**
 機械：格納施設が倒壊し 修繕不可能であることが目視で明らかの場合、
 またはメーカー等から**修繕不能として証明された場合**
- ・復旧した施設・機械は、**一定の期間※、補助金を申請したとおりの用途のとおり使用する必要**があり、**期間内に財産処分（譲渡、貸付、取壊し、廃棄など）を行う場合、補助金の返納が必要**になる場合があります

※一定の期間＝法定耐用年数（例えば、木造納屋は15年、農業用機械は7年）

上記の**注意点は一例**です。詳細は現地相談窓口でご確認ください

チェック	必要書類	 機械	 施設
<input checked="" type="checkbox"/>	要望申込書	●	●
<input checked="" type="checkbox"/>	被災証明書※（または罹災証明書） <small>※市町によっては相談窓口でも発行が可能な場合があります</small>	●	●
<input checked="" type="checkbox"/>	被害写真	●	●
<input checked="" type="checkbox"/>	経営状況が確認できる資料 （青色または白色申告書の写し、出荷伝票、共済細目書など）	●	●
<input checked="" type="checkbox"/>	見積書（原則3社）	●	●
<input checked="" type="checkbox"/>	<3社未満の場合、着工済の場合> 見積3社未満理由書	○	○
<input checked="" type="checkbox"/>	<着工済の場合> 請求書や領収書など金額が分かるもの	○	○
<input checked="" type="checkbox"/>	所有権が確認できる書類 （固定資産税課税台帳、名寄帳、固定資産税課税明細書など）	●	●
<input checked="" type="checkbox"/>	<再建・再取得の場合> 修繕不能証明書	○	○
<input checked="" type="checkbox"/>	<保険や共済へ加入済の場合> 保険や共済の証書の写し	○	○
<input checked="" type="checkbox"/>	<施設や機械を貸借している場合> 貸借契約書の写し	○	○
<input checked="" type="checkbox"/>	<農業用機械の場合> カタログなど型番や性能がわかるもの	●	
<input checked="" type="checkbox"/>	<農業用施設の場合> 図面や課税台帳など面積が分かるもの		●
<input checked="" type="checkbox"/>	その他（ ）		

上記以外にも書類が必要な場合がございます。詳細は相談窓口にてご確認ください

● 必要 ○ 場合によっては必要

事業についてのご相談は相談窓口にて承ります
（連絡先は右のQRコードまたは下記のURLから）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/2024notohantoujisin/gentisoudanmadogutiseti.html>



対面相談
も実施中

電話予約のうえ
来所してください

